

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の概要

<現行法>

1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における(※1)
- 刑事罰の対象となる不正を(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約470本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

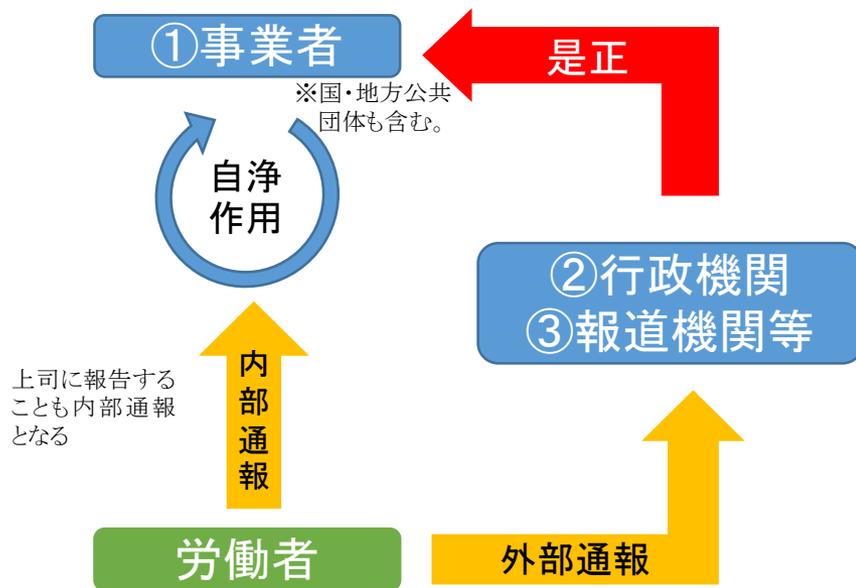
②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

2 保護の内容

- 解雇は無効
 - 降格・減給その他の不利益な取扱い(※3)は禁止
- ↓
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

3 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報)** ※国・地方公共団体も含む。
不正があると思料すること
- ② 行政機関**
不正があると思じるに足りる相当の理由があること
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)
- ③ 報道機関等**
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)
不正があると思じるに足りる相当の理由があること
+
以下のような事由があること
(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① 内部通報 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】

※事業者には、国・地方公共団体を含む。

※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務

- 実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】

- 内部調査等の従事者に対し、**通報者を特定させる情報の守秘**を義務付け(刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② 外部通報 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加

- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加

- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者(退職後1年以内)や、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象を追加

- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う損害賠償責任の免除を追加